

郎に、百四十俵の地を扶持す。

一七七七

【能登國古文書】

兩郡繩打之内以、百四十俵令扶助訖。全可知行者也。仍如件。

天正拾

十月十一日

利家 在印

上島彌五郎殿

(兩郡に就きては本年七月八日の條参照。)

十月十六日。前田利家、鳳至郡長井村の百姓番

頭に、十俵の地を扶持す。

一七七八

【能登國古文書】

長井村之内を以、拾俵令扶持候。地下之儀可馳走事肝要候也。

天正拾 十月十六日

利家 在印

長井村 番頭

十月十八日。前田利家、三輪吉宗に、その鹿島

郡七尾口の築城に盡力せるを賞す。

【三輪文書】

一七七九

其元様子一書にて――

一、所口普請之事、念を入申付由候。近頃尤ニ候。尙々所々見計可申付事専用候。門・矢倉なども丈夫ニ申付由候。是又尤候。町之者共も打續ほねをおり候由。能々心得可申聞事。

一、普請奉行之事申候付、則馬廻一人・小姓一人申付遣候。申談堅可申付事。

(以下四條略す。)

天正十年之

利家 在印

十月十八日

三輪藤兵衛殿

(本文書は年次不詳なり。三月十五日附のものと同年なりと考へてこゝに列す。)

十月十八日。前田利家、羽咋郡妙成寺に、制札を與ふ。

【妙成寺文書】 羽咋郡

一七八〇

制札

一、寺内可爲如先々事。

一、伐採山林竹木事。

一、往還之者於寺中猥之義有之間敷事。

右條々、堅被停止訖。至違犯輩者、速可處嚴科者也。仍如件。

天正拾

十月十八日

利家 在判

瀧谷 寺

十月十九日。前田利家、鳳至郡穴水の百姓に、田租の外一切の雜税を給人に納付すること勿らしむ。

【川島村文書】 鳳至郡

一七八一

以上

其方繩打田地年貢米之外、一切自余之船海役山川等、給人不可存之條、萬一申懸者有之者、則可令注進者也。

天正十年之

利家 在印

十月十九日

穴水百性中

(本文書は、天正十年なりや十一年なりやを明らかにせず。然れども前田利家の印影、十年九月朔日及び十月十日附のものと同じく、十一年所用のものとは異なるが故に、これも亦十年なるが如く考へらる。)

十月廿一日。前田利家、鹿島郡海門寺に、勘忍分として佐美村三十俵の地を寄進す。

【海門寺文書】 鹿島郡

一七八二

爲堪忍分、佐美繩打之内を以卅俵進之候。全可有領知者也。仍如件。

天正拾

十月廿一日

利家 在印

海門 寺

十一月十一日。前田利家、鹿島郡石動山番手の次第を定む。

【前田家年譜】

一七八三

石動山番手之次第

一番 小塚藤十郎

鐵炮廿五挺